

令和5年6月文京区議会定例議会提案事項

【令和5年6月8日】

1 文京区特別区税条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 森林環境税の導入に係る規定の整備（第20条の2、第27条、第29条、第32条、第35条、第35条の2及び第35条の6）

令和6年度から区民税均等割と併せて森林環境税を賦課徴収することに伴い、規定を整備する。

イ 区民税及び軽自動車税の種別割の減免手続期間の延長（第36条及び第46条）

区民税及び軽自動車税の種別割の減免手続期間を納期限前7日までから納期限までに変更する。

ウ 特定小型原動機付自転車の区分の新設に係る規定の整備（第39条）

新たに原動機付自転車の区分として創設された特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割については、現行と同額とし、年額2,000円を賦課徴収する。

エ 区民税に係る課税の特例の延長（付則第4条及び付則第11条）

肉用牛の売却による事業所得及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長する。

オ 軽自動車税の種別割の税率の特例の延長（付則第6条）

令和5年度から令和7年度まで（25%軽減の対象にあつては令和6年度まで）に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車のうち環境負荷の少ないものについて、適用期限を3年（25%軽減の対象にあつては2年）延長し、当該車両番号指定の翌年度に次のとおり種別割の税率を軽減することとする。

(ア) 電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車について、税率のおおむね75%を軽減する。

(イ) ガソリン軽自動車（営業用乗用車に限る。）のうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものについて、燃費性能に応じ、税率のおおむね50%又は25%を軽減する。

カ 軽自動車税に係る賦課徴収の特例に係る加算割合の変更（付則第5条の3及び付則第6条の2）

自動車メーカーの不正による軽自動車税の不足額を徴収する際の加算割合を、100分の10から100分の35に引き上げる。

キ その他規定の整備

(3) 施行期日

公布の日。ただし、(2)ウについては令和5年7月1日、(2)ア、イ、カの一部及びキの一部については令和6年1月1日、(2)キの一部については令和7年1月1日

2 文京区都市計画審議会条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 文京区都市計画審議会に新たな委員を加えるとともに、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 都市計画審議会の委員の追加（第3条第1項）

区内関係団体の推薦による者（区民に限る。） 4人以内

イ その他規定の整備

(3) 施行期日 公布の日

3 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正等に伴い、手数料の徴収項目を追加するほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 建築基準法の一部改正に伴う手数料の徴収項目の追加（別表第1）
 - (ア) 住宅等の機械室等の延べ面積の容積率不算入に係る特例認定申請手数料 28,000円
 - (イ) 省エネ設備の設置工事等を行う建築物について、高さ制限を超えることが構造上やむを得ない場合における特例許可申請手数料 160,000円
 - (ウ) 一団の土地の区域を一の敷地とみなして建築基準法の規定を適用する場合の対象行為に大規模修繕等が追加されたことに伴う、当該行為に係る認定又は当該行為に当たり容積率等を超えることができる場合の特例許可に係る申請手数料（手数料額は、建築の場合と同一）
 - イ 省エネ性能を容易に評価・判定する誘導仕様基準の設定に伴う都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく各種認定申請手数料の徴収項目の追加（別表第2及び別表第3）
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

4 文京区保育所における保育に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 多子世帯に係る利用者負担の軽減措置の拡充に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 特定被監護者等が2人以上いる場合において、第2子以降の満3歳未満の教育・保育給付認定を受けた児童に係る徴収金額を0円とする。（第5条第3項及び第4項）
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和5年10月1日

5 文京シビックセンター区民フロアトイレ等改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター区民フロアトイレ等改修工事
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金3億2,120万円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目29番26-101号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和6年11月29日まで
- ② 支出科目等 令和5年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和6年度 債務負担行為

6 文京区立湯島小学校増築校舎借上契約

- (1) 契約の目的 文京区立湯島小学校校舎増築
- (2) 契約の方法 指名競争入札による契約
- (3) 契約金額 金8億3,767万2,000円
- (4) 契約の相手方 東京都千代田区二番町3番地麴町スクエア6階
株式会社内藤ハウス東京支店
取締役支店長 伊藤誠二

【参考】

- ① 契約期間 令和5年7月4日から令和10年6月30日まで
- ② 支出科目等 令和5年度 一般会計 教育費 学校教育費
令和6年度から令和10年度まで 債務負担行為

7 令和5年度文京区一般会計補正予算

8 令和5年度文京区一般会計補正予算